



2022年10月11日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・スリーホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 笠原 弘和  
(コード：3647 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理部長 清見 義明  
(電話：03-5781-2522)

### (開示事項の経過) 訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2022年3月16日付け「(開示事項の経過) 再発防止策に関するお知らせ」及び2022年5月20日付け「改善計画・改善状況報告書の公表に関するお知らせ」の別紙である改善計画・改善状況報告書にてお知らせしましたとおり、責任の所在を明確化することも再発防止の一環をなすものと考え、不適切な会計処理に関与した役職員への責任追及や社内処分を行う方針であり、法的責任の有無の判定を外部法律事務所へ委任しておりましたところ、本日、東京地方裁判所に対し、当社の前代表取締役2名を含む5名に対して損害賠償請求訴訟を提起しましたので、下記のとおりお知らせします。なお、本訴訟の提起については、監査等委員会の決議を経て提起されております。

#### 記

#### 1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 : 東京地方裁判所
- (2) 提訴年月日 : 2022年10月11日

#### 2. 訴訟を提起した者(原告)

- (1) 名称 : 株式会社ジー・スリーホールディングス
- (2) 所在地 : 東京都品川区東品川二丁目3番14号 東京フロントテラス12階
- (3) 訴訟における代表者: 監査等委員 川崎修一

#### 3. 訴訟を提起した相手

- (1) 当社元代表取締役社長兼最高経営責任者
- (2) 当社元代表取締役兼最高管理責任者
- (3) 当社元取締役
- (4) 当社元会計監査人 担当社員
- (5) 当社元会計監査人 担当社員

#### 4. 訴訟内容

- (1) 訴訟内容 : 任務懈怠責任に基づく損害賠償請求訴訟  
(2) 請求金額 : 474, 833, 191 円

#### 5. 訴訟の提起に至った経緯及び理由

当社は、2021年11月10日付け「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社が過去に提出した有価証券報告書において、外部から2017年8月期に当社が販売した未稼働太陽光発電所の権利の売上について、その売上金額280百万円の計上の時期は、本来であれば2019年8月期に計上すべきものではないかとの指摘を受け、売上計上時期の適正性について社内で検討した結果、専門的かつ客観的な調査が必要であるとの判断に至り、特別調査委員会を設置しました。そして、当社は、2022年1月28日付け「(開示事項の経過) 特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、特別調査委員会から調査報告書(2022年1月28日付け。以下「調査報告書」といいます。)を受領いたしました。調査報告書によれば、調査の結果、連結の範囲並びに売上計上時期の適切性、不適切な売上計上(売上計上要件を満たさない売上)に関する不適切な会計処理等の事実が判明しました。

その結果、当社は、2022年2月18日付け「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2017年8月期から2020年8月期までの有価証券報告書及び2017年8月期第3四半期から2021年8月期第3四半期までの四半期報告書についての決算の訂正を行いました。

また、当社は、2022年3月31日付け「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、前代表取締役が、自身が主体的に関与する太陽光発電所案件に関して、会計処理の適切性確保を軽視し背景事情や資金の流れを取締役会で適切に報告しないまま、収益実現の要件を満たさない状況で売上を計上するなどの不適切な会計処理を行っていたことが明らかになり、2017年8月期及び2018年8月期の親会社株主に帰属する当期純利益の赤字を黒字と偽っていたことにより、東京証券取引所から特設注意市場銘柄の指定を受けるとともに、上場契約違約金2,880万円の支払いを求められ、その支払を行いました。

さらに、当社は、2022年6月17日付け「金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ」にてお知らせしましたとおり、金融庁より4,605万円の課徴金の納付命令を受け、これを納付いたしました。

そのため、当社は、特別調査委員会の調査費用、決算訂正に係る費用、上場契約違約金及び課徴金等の支出を余儀なくされ、多額の損害を受けました。

そこで、当社は、調査報告書が認定した各事実を前提としつつ、現時点で発生している主要な損害について、被告らの責任を追及するため、損害賠償請求をすべく本件訴訟の提起に至りました。

#### 6. 今後の見通し

本件訴訟の提起に係る訴訟事件の進捗につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。また、本件訴訟が当社の業績に与える影響につきましては、今後公表すべき事項が判明した時点で速やかにお知らせいたします。

以上